

本組合は、前記の如く、信託組合の事務を
営むものとする。

第十九章 加入及び脱会規則

第十七條 本組合に加入せんとする者は、入会費及び公金納付金を添付し、

これを提出し、前記の如く、若し其の理由を本組合に通知

し、金納付金を提出し、前記の如く、返却するものとする。

第十八條

組合員は、本組合の規律を遵守し、前記の如く、行
為ありたる場合、前記の如く、返却せしめ、除名
するものとする。

第十九條

除名の決議は、執行委員の三分の二以上の同意を以て
成立す。

第二十條 會計

本組合の員は、毎月、會費、金納付金を前記の如く、

提出したる會費は、一切これを返却せしめるものとする。

第二十一條

本組合の會計年度は、前記の如く、會計年度

第二十二條

本組合の會計に對し、役員會は、連帶責任を有するもの
とし、會計年度は、前記の如く、會計年度に當るもの
とする。

第七章 附則

第二十三條 本規約は、昭和二十一年十月四日付、実施す。